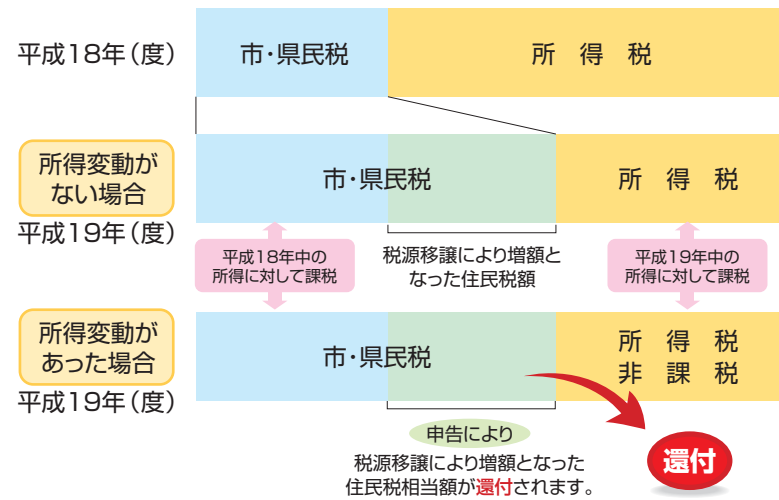


平成19年中の所得が大幅減のかたなどを対象に市・県民税が減額になります

税源移譲の際には、個々の納税者の平成19年分所得税と平成19年度市・県民税所得割額との合計額が、移譲前と極力変わらないように配慮されています。

所得変動に係る市・県民税の経過措置のしくみ



しかし、平成19年中の所得が大きく下がり所得税がかからない場合、税源移譲による市・県民税の増加分を所得税の減少分で調整することができません。

この場合は、平成19年度の市・県民税を、税源移譲前の税率で計算した金額まで減額する経過措置が設けられています。(最大9万7500円)

対象となるかた 次のいずれも満たすかた

- 平成19年度市・県民税課税所得金額(申告分離分を除く)が、所得税と人的控除差(配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの人的控除額は、所得税と市・県民税では異なります。例えば、一般扶養控除では、所得税は38万円、市・県民税は33万円です)の合計額を超えるかた
- 平成20年度市・県民税課税所得金額(申告分離分を含む)が所得税と人的控除差の合計額以下のかた

申告の方法

条件に該当するかたは、7月1日から31日までの間に、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村に「平成19年度分 市町村民税・道府県民税 減額申告書」を提出してください。

問 税務課 ☎ 88・8101

地方税法の一部改正

「ふるさと納税」が始まる

■寄付金控除制度の拡充

現行の市・県民税の対象寄付金(自治体や共同募金会および日本赤十字支部に対する寄付金)に加え、学校法人や社会福祉法人、NPO法人などに対する寄付金の中から、地方公共団体が条例で追加することとなりました。

また、市・県民税の寄付金控除は所得額(収入から必要経費や扶養控除などを差し引いたもの)から控除するのではなく、税額から控除されます。さらに、上限額を総所得金額などの25%から30%に、また適用下限額が10万円から50000円に引き下げられ、利用しやすい仕組みが導入されました。

【税額控除額の計算方法】

一般の寄付金から50000円を差し引いた額の10%

■ふるさと納税制度の導入

「ふるさと」に対し貢献または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体への寄付金の制度が見直されました。

地方公共団体に対する寄付金については、50000円を超える部分については、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されます。

対象となる寄付金は、平成20年1月1日以後のもので、寄付の翌年度の市・県民税から控除されます。

【税額控除額の計算方法】

- ① (地方公共団体に対する寄付金 - 5,000円) × 10%
 - ② (地方公共団体に対する寄付金 - 5,000円) × (90% - 所得税の限界税率)
- ※所得税の限界税率: 所得税に適用される税率(0~40%)
※市・県民税所得割額の1割を限度

※税額控除額は、①②の合計額

■住宅税制

省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置が創設されました。詳しくは20ページをご覧ください。また、新築住宅の固定資産税額の2分の1が減額される特例適用期間は、平成22年3月31日まで2年間延長されました。

■その他

公的年金受給者の納税の便宜などを図るため、65歳以上の公的年金等受給者を対象に、平成21年10月より支払われる老齢等年金給付から、市・県民税を特別徴収(天引き)する制度が導入されます。

問 税務課 ☎ 88・8101

忘れずに納めよう

国民健康保険税

保険税の計算方法が変わります

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴い、国民健康保険税の税率を改正しました。(下表)

医療保険分、介護保険分、後期高齢者支援金分それぞれに計算したものを世帯ごとに合算した金額が、年間の保険税額です。

世帯の所得が少ない場合は、条例の定めにより、7割、5割、2割の軽減措置が適用されます。

7割軽減▼世帯主とその世帯の被保険者の所得が33万円以下の世帯

5割軽減▼世帯主とその世帯の被保険者の所得が(33万円+24万5000円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯

2割軽減▼世帯主とその世帯の被保険者の所得が(33万円+35万円×被保険者数)以下の世帯

※その他、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)創設に伴う激変緩和措置があります

※保険税の納税通知書は、7月中旬に郵送します。納期限内に納めましょう

勝山市の平成20年度国民健康保険税額 (カッコ内は平成19年度の税額)

	医療保険分	介護保険分(40~64歳)	後期高齢者支援金分
所得割額	課税標準額*① × 3.0% (4.5%)	課税標準額*① × 1.3% (1.8%)	課税標準額*① × 1.4%
資産割額	課税標準額*② × 23.0% (29.5%)	課税標準額*② × 5.0% (6.5%)	課税標準額*② × 5.8%
均等割額	被保険者1人あたり 1万3,000円 (1万7,500円)	被保険者1人あたり 6,500円 (9,000円)	被保険者1人あたり 7,000円
平等割額	1世帯あたり 1万3,500円 (1万7,500円)	1世帯あたり 5,000円 (7,000円)	1世帯あたり 6,000円
限度額	47万円 (56万円)	9万円 (9万円)	12万円

※① 平成19年中の総所得金額など - 33万円 ※② 平成20年度固定資産税額(都市計画税を除く)

問 税務課 ☎ 88・8101
市民課 ☎ 88・8102

長寿医療制度

(後期高齢者医療制度)のお知らせ

対象者▼75歳(一定の障がいのあるかたは65歳)以上のかた全員

75歳の誕生日当日から加入となりますので、誕生日の約1週間前には被保険者証を郵送します。

また、65歳以上で一定の障がいのあるかたは、75歳になるまでの間、加入は任意です。

保険料▼被保険者全員が人数割りで負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額(最高50万円)

※福井県の保険料率

均等割額 4万3700円

所得割額 (率) 7.9%

保険料の納め方▼原則、年金からの天引き(特別徴収)。ただし条件により窓口での納付(普通徴収)となります

窓口納付(普通徴収)とは

納付書や口座振替で納めます。

対象者▼天引き対象年金の年額が18万円以下、または、介護保険料と合わせた保険料額が、天引き対象年金の2分の1を超えるかた

納期▼7月から始まり、翌年2月までの計8回。なお、口座振替をご希望のかたはご連絡ください

【保険料の納め方】平成20年度(5月末現在)

以下の期間で75歳になるかた	3月末に加入されていた保険の種類		
	国民健康保険・国民健康保険組合に加入	本人が社会保険などに加入	社会保険などの被扶養者だったかた
~平成19年9月	【普徴】7月~ 【特徴】始まっています	【普徴】7月~ 【特徴】10月~ (7~9月は普徴)	【普徴】10月~ 【特徴】10月~
平成19年10月~平成20年3月			
平成20年4月~平成21年3月	誕生日(加入月)に合わせて普徴		

※普徴: 普通徴収(窓口納付) 特徴: 特別徴収(年金天引き)

なお、平成20年度は、制度開始年度となりますので、3月末に加入されていた保険の種類や生年月日によって、次のとおり納め方が異なります(今後変更になる場合もあります)。

また、納付通知は7月中旬に郵送する予定です。